

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都国土利用審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	国土利用計画法第38条、東京都国土利用審議会条例
設置年月日	平成17年12月22日
機関の目的 ・所掌内容	東京都の区域における国土の利用に関する基本的事項、及び土地利用に関する重要な事項に関し調査審議を行う。
委員数	20人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	会議において取り扱う情報が個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき、又は、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあると認められるとき。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。
備考	
HPのURL	<a href="https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/tochi/kokudo_riyou/index.html">https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/tochi/kokudo_riyou/index.html</a>
問い合わせ先	都市整備局都市づくり政策部広域調整課 電話番号：03-5388-3244 FAX番号：03-5388-1351